

18 社会 保障

186. 社会 福祉 施設

平成元年4月1日

区 分	施設 数		定 員	職 員 数	
	公 立	私 立		専任(兼任)	
総 計	871	688	183	53 248	7 027 (423)
生 活 保 護 施 設	1	1	—	70	23 (2)
救 護 施 設	1	1	—	70	23 (2)
老 人 福 祉 施 設	145	122	23	3 140	1 193 (256)
養 老 人 ホ ー ム	21	19	2	1 220	340 (20)
特 別 養 老 人 ホ ー ム	20	7	13	1 495	618 (36)
軽 費 養 老 人 ホ ー ム	2	1	1	120	21 (1)
デ イ ・ サ ー ビ ス 施 設	12	7	5	—	46 (16)
老 人 福 祉 セ ン タ ー	60	58	2	—	101 (122)
老 人 休 養 ホ ー ム	4	4	—	305	30 (26)
老 人 憩 の 家	26	26	—	—	37 (35)
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	11	9	2	329	162 (9)
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	1	1	—	30	22 (9)
身 体 障 害 者 療 護 施 設	2	2	—	150	93
身 体 障 害 者 授 産 施 設	1	1	—	30	8
重 度 身 体 障 害 者 授 産 施 設	1	1	—	50	20
点 字 人 図 書 館	1	—	1	—	10
盲 人 福 祉 セ ン タ ー	1	1	—	20	5
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	4	3	1	49	4
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	57	41	16	1 895	606 (50)
精 神 薄 弱 者 更 生 施 設	14	5	9	1 010	423 (33)
精 神 薄 弱 者 通 所 更 生 施 設	1	—	1	30	11 (1)
精 神 薄 弱 者 通 所 授 産 施 設	3	1	2	165	65 (5)
精 神 薄 弱 者 通 所 授 産 施 設	3	2	1	110	28 (3)
精 神 薄 弱 者 通 所 動 一 施 設	2	1	1	40	—
精 神 薄 弱 者 福 祉 セ ン タ ー	2	—	2	20	—
心 身 障 害 者 小 規 模 授 産 事 業 施 設	32	32	—	520	79 (8)
児 童 福 祉 施 設	613	474	139	46 924	4 943 (103)
助 産 院 施 設	9	9	—	73	—
乳 母 保 護 所	1	1	—	30	23
保 幼 園 施 設	5	4	1	86	24 (1)
こ ども 遊 園 地	481	355	126	44 420	4 148
こ ども 遊 園 地	1	1	—	—	5
児 童 館 ・ 児 童 セ ン タ ー	14	14	—	—	—
児 童 館 ・ 児 童 セ ン タ ー	49	48	1	—	—
養 老 人 福 祉 セ ン タ ー	9	—	9	570	172
精 神 薄 弱 児 童 施 設	4	2	2	370	120 (8)
精 神 薄 弱 児 童 施 設	1	1	—	50	20 (1)
精 神 難 幼 児 通 園 施 設	1	1	—	40	17 (2)
虚 弱 児 童 施 設	1	1	—	40	17 (1)
肢 体 不 自 由 児 童 施 設	1	1	—	150	64
肢 体 不 自 由 児 童 施 設	1	1	—	50	12 (2)
国 立 療 養 所 (肢 体 不 自 由 児 童 施 設)	1	1	—	80	40
” (重 症 心 身 障 害 児 童 施 設)	1	1	—	120	81
教 育 心 身 障 害 児 童 施 設	1	1	—	50	4
心 身 障 害 児 童 通 園 事 業 施 設	32	32	—	795	196 (88)
母 子 福 祉 セ ン タ ー	3	1	2	—	2 (2)
母 子 福 祉 セ ン タ ー	3	1	2	—	2 (2)
婦 人 保 護 施 設	1	1	—	20	8
婦 人 保 護 施 設	1	1	—	20	8
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設	40	39	1	870	90 (1)
へ 隣 愛 厚 生 福 障 害 者	28	28	—	870	62
保 育 館	6	6	—	—	13 (1)
愛 護 会	1	—	1	—	10
厚 生 援 護 会	1	1	—	—	—
福 祉 者 プ	1	1	—	—	5
障 害 者	3	3	—	—	—

資料：県厚生援護課